

第2回地域の医療を地域で守るための条例策定審議会 会議概要

日 時 平成27年7月23日（木） 13：30～15：30

場 所 鳴門市役所3階会議室

出席者 委員13名（欠席者3名）
健康福祉部長、参与、健康政策課職員5名

備考 本審議会は公開で開催された

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

(1) 条例策定に至った経緯、条例の方向性について 事務局説明)

前回と重複する部分もあるが、健康保険鳴門病院（現在は徳島県鳴門病院）の公的存続に関する問題があった。その時点で、行政や市民で、自分たちの身近な病院として鳴門病院を守っていくために何ができるのかということで、色々、活動してきた経緯があり、その後、平成25年4月に地方独立行政法人徳島県鳴門病院として誕生。

今、全国的に少子高齢化が進んでおり、本市でも、平成27年になって高齢化率が30%を超えるという現状の中で、高齢者が増えるに伴って、医療に関するニーズが増えていくという問題がある。また、今、合計特殊出生率が1.23で低い状況が続いている。もう1点、開業医の先生方も徐々にだが、高齢化してきている。現在、市内で活動していただいている医師の中で80歳を超えている方が5人以上おられるという状況になっている。

医療機関数の推移については、平成25年10月1日現在で、病院・診療所数が54という状況だったが、26年度に2診療所が閉院し、27年度にも診療所が1か所閉院する予定であると伺っている。開業医の先生の高齢化に伴い、今後、医療機関数が減少していく可能性もある。

市内の病床数の推移については、療養病床・一般病床ともに減少している傾向。2025年の医療体制・病床数の改正ということで、国は、一般病棟・療養病棟といった機能別の病床数の計画を立てていくという状況で、これに基づき、県でも計画を立てようとしているところ。今、社会保障制度改革ということで、地域全体で治し支える「地域完結型」の医療に変わっていくという方針が出ている。また、病床の役割

の分化・連携強化、在宅医療の推進、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の医療機関間の連携の強化ということで分化が進んでいくと予測されている。

そして、地域包括ケアシステム構築の推進ということで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように考えていくという方向性がある。こういう背景の中で、市民・医療機関・行政の役割を明確にして、それぞれの立場で自分たちが取り組むべき方向性を目指していくことが必要であり、そのための地域の医療を地域で守るための条例をこれから考えていくということで、前回から審議いただいている。

また、本市では、市民の健康づくりを積極的に推進し、健康寿命を延ばして平均寿命との差を縮めていこうという活動させていただいている。健康寿命と平均寿命の間には、若干の差があるので、この差を縮めていくことが、これからの目標になるかと考える。そしてその中で、市民一人ひとりが健康づくりに取り組み、健康なまちづくりを目指していく、必要な時に必要な医療を受けることができる体制整備を行っていく、市民一人ひとりが、「医療は限りある資源」であり、それを大切にするという意識のもと、安心して暮らすことができるまちづくりを推進していくということが、この条例の基本的な方向性になると考えている。

参考として、本市の総合計画と保健・医療・介護に係る各計画の関係性については、まず最上位計画として第6次鳴門市総合計画があり、保健や健康づくりのことは、健康増進法に基づき「健康なると21（第二次計画）」を個別計画として策定し、健康づくりを推進しているところ。そして、社会保障に関しても、介護保険法に基づき「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を個別計画として策定しており、また、高齢者医療確保法に基づき「第2期特定健康診査等実施計画」、「鳴門市保健事業計画（データヘルス計画）」も個別計画として策定し、これらの計画に基づいて、市民の健康、医療、介護に関する取り組みを進めているところ。この点を踏まえながら、健康づくりと医療を守っていく、そして、地域の中で安心して生活ができるように進めていくことが今回の条例の方向性であると考えている。

(2) 他自治体の条例の概要について

事務局より、地域の医療や健康づくりに関する条例策定の先進市である兵庫県西脇市、宮崎県延岡市、広島県尾道市、広島県府中市、愛知県春日井市の条例の概要（名称・目的・基本理念など）について説明。

各市とも前文を設け、健康の大切さや地域医療を守ることの重要性等を謳っている。

(3) 条例の骨子案について

事務局説明)

一般的と思われる条例の構成イメージを一例として挙げると、非常にシンプルなものだが、例えば、前文を設けて、目的、基本理念があって、各主体の責務、その後、市の基本的施策等、そして最後は委任という形がある。

前文は、一般に条例制定の由来・経緯や基本的原理といったものを述べており、本市の条例にも置いてはどうかというのが案として考えられる。

目的については、健康づくりの推進と地域医療を確保するための基本となる事項を定めることで、市民の健康増進や地域医療の維持・充実を図ることなどが基本になるのではという案が考えられる。

基本理念については、目的を実現させるための基本的な考え方として、1つ目として「健康づくり」、市民が生涯を通じて自主的に継続的に取り組むことが大切なことや地域全体で推進することなど。2つ目は「地域医療」、これは、市民が安心して生活していくうえで欠かすことができないもの、市、医療機関、市民が一体となり、地域全体で守る必要があり、地域医療体制を構築し、それは将来にわたって関係機関の連携により持続的に確保されなければならないなどが案として挙げられる。

責務については、健康づくりや地域医療に関わる者が、それぞれに責務を果たすことが重要となるので、市、医療機関、市民の3者について盛り込んでという案が考えられる。

市の基本的施策等では、救急医療に関することや啓発、地域医療に関する情報提供なども盛り込む案が考えられる。

あくまでも、たたき台なので、忌憚の無いご意見をいただきたい。

また、前回の審議会で、地域医療に関して市民意識について調べている資料があれば提供するように意見があったので、第6次鳴門市総合計画策定時（2011年）の「市民意識調査報告書」と2010年に介護保険のニーズ調査時に併せて実施した「地域医療に関わる市民アンケート調査 追加報告」を準備させていただいた。

「市民意識調査」では、市民は医療の充実に対して重要度をすごく感じているが、満足度は平均より低いという結果だった。

会長) 市民は、医療の充実について、重要度は非常に高いという認識だが、どちらかと言うと満足度は低いというような結果になっている。重要度が高くて満足度が低いものについては、施策を充実しなくてはいけないと思う。

条例の骨子案については、たたき台ということだが、事務局の説明について、委員のご意見やご質問等をいただきたい。

委員) 他市の条例を見てみると、ほとんどが、地域医療を守るという形である。府中市のみが、地域医療を守り育てるという、さらに良くしていくという言葉が入っている。ぜひ、そういった条例を本市も作っていきたい。

また、骨子案の責務の部分で、市民があがっているが、組織ではないので、それらをまとめていくためには、必ず市民活動団体が必要であると思う。既に健康づくりに取り組んでいる団体をつないでいくこと（無いなら立ち上げる）、次世代を担う人材を育成していくことなど、市民の活動を推進していくことが必要と思うが、そこまで条例に入れるのかも検討必要。

それと、これから鳴門市で、医療従事者をさらに育てていく、増やしていくという内容も加えてみてはどうか。研修医が2年間で鳴門を好きになり、鳴門に定着してもらおうような、医師の確保というのも重要である。彼らが働きやすい街、住み良いまち

づくりを推進していくことで、鳴門市で医師を育成していく。そのためには、生活環境も良くなって、働くことができる職場が増えて、若い人が集まってくるということも重要と思う。

会長) 条例の名称にも関わってくるが、理念・願いとして、単に地域医療を守るという形ではなく、もっと積極的に地域医療を確保し、なおかつ、育成していくという観点からの理念や方向性が必要ではないかというご指摘でした。他自治体は、条例が作られたとき、病院の存続が危ぶまれたという環境があるなど、守るという言葉が出てきたと思うが、本市の方向性としては、積極的な方向を目指すべきである。また、医療に関わる市民をリードする市民団体の育成等が必要ではないか。さらには、医療従事者の育成・確保にも一定の役割を果たすような文言も条例に盛り込めないかというようなご指摘をいただいた。

委員) 医療にかからない健康づくりや、将来にわたって健康に生きていくということも重要であると思う。高齢になると、元気度が非常に大事になってくる。健康といっても幅が広く、全く医者にかからず、薬も飲まないというのが健康であるかもしれないが、歳に応じた身体状態であっても、それでも元気にスポーツもできる、また、地域活動や社会奉仕活動もできるといった元気度をずっと伸ばしていければ、非常に地域貢献ができるし良いと思う。

そして、条文は、幅広い市民の方により理解していただける優しい文言や鳴門らしさを表した文言を使用された方が良いと思う。

会長) 高齢化社会では、健康は、もう少し複合的に考えた方が良いのではないか。病気になりながらも生き生きと生活できる、それも一つの健康なのではないか。健康の捉え方は難しいが、そういったことも、理念の中でどう捉えていくかという重要な指摘をいただいた。

委員) 骨子案の市民の責務の中で、かかりつけ医（身近で信頼できる医師）を持つよう努めるということがあるが、鳴門病院の医師にかかっている大きな負担を減らすという意味だと思う。調子が悪いときは、まず、自分のかかりつけ医である開業医を受診して、全て鳴門病院に押し掛けるのを市民の方で防ごうということと思う。

コンビニ受診は、夜中に、鳴門病院に救急受診するなど、安易に受診するのをやめようということだと思う。

これらについて、他県では、住民団体の活動で医師が医療機関を離れていく事態を防いだ事例もある。かかりつけ医を持つことと、コンビニ受診をやめることは非常に重要な要素だと思う。

委員) 鳴門病院をかかりつけ医の病院にしてはいけない。すべてが鳴門病院では、鳴門病院の小児科の医師等はパンクしてしまう。

委員) 今、社協に基幹型地域包括支援センターが立ち上がり、ある程度の活躍をしている。市と市民の間に、包括支援センターのような組織が入ってくれば良いと思う。市民は生活がかかっており、医療はお金の問題が絡んでくる。そのあたりは包括支援センターのようなどころがある程度相談受けてくれた方が、スムーズに行くのではないかと思う。

会長) 今、社会保障制度、特にこの中で、医療制度改革が大きく進められようとしている。それに関連して、医療と介護の総合的な推進ということがテーマになってきており、今それが国の段階から都道府県の段階へ下りてきて、県が将来の医療ビジョンをつくろうとしている段階にある。現時点では、なかなか、全体像を見通しにくい。特に介護については、ここまでが医療で、ここからが介護という棲み分けが非常に難しい。本市の医療の条例ということだが、医療の範囲の中で、介護と正確な区切りがあって切ってしまうかということ、非常に現時点ではあるいは今後の方向性からするとなかなか難しい。かといって、介護の部分まで全部取り込んだ条例にしてしまうと、それはあまりにも行き過ぎになる。医療、介護の総合的なところはきちんと踏まえながら、どこまで医療確保というところで条例の中に盛り込むのかを県の動向を見極めながら進めていく必要がある。

委員) 介護予防というのは、元気な方と介護が必要な方の間のところを、これから行政が引き受けることになる。今元気な方でも、段々弱ってくる、下り坂になっていくのは間違いないが、その坂の傾斜度を緩くするという考え方は、医療関係者が気をつける以上に個人（市民）、また、行政でも考えないといけない。（介護度が下がる（回復する）ことも含めて）

会長) 今ある機能を長続きさせる、あるいは回復させることも健康づくりに接続しているのではないか。健康を考える場合に、健康づくりと介護予防というのは接続しているということも条例として考えていかねばならないのではないか。

委員) 最後まで自分の家で暮らしたいというのが私たち高齢者の希望である。希望に添えるよう、一人ひとりが健康に気を付けて暮らしていけるように勉強したり、活動していきたい。

会長) 本日欠席の委員から、骨子案についての意見をメールでいただいているので紹介する。市民の責務について、

- ・「市民は主体的に医療の選択ができる能力を養成するよう努める」ことも必要か。（今後、患者本人や家族が在宅医療や終末期の医療を理解し、選択する必要が生じてくるため）
- ・「市民は、子どもから高齢者にわたって各世代、生涯を通じて、心の健康づくり、生きがいづくりを含め、健康づくりに努め、また、家族や学校、職場の仲間、地域

の健康づくりにも協力するよう努める」ことも必要か。

(各世代、市民の各所属分野での心も含めた健康づくりが必要。また、他人のサポートも重要)

- ・「市民は、自分の健康状態(病歴等を含む)を理解し、その情報(お薬手帳などの健康履歴)を所有するよう努める」ことも必要か。

(救急や南海地震などの大規模災害時に有益であるため)

そして、市の基本的施策等として、

- ・「健康づくり事業所や食品提供者などの市民の健康づくりに重要な役割を持つ関係機関の取組が市民の健康向上に資するよう、健康な社会づくりの醸成に努める」も必要かと思う。(他市の例にもあるように、健康に資する環境づくり・社会づくりが重要であるため)

委員)健康に生涯を送るという目的で考えるときに、鳴門には鳴門病院があるからという前提で考えないで、目的達成のために鳴門病院を活用していくという考えでも良いと思う。鳴門であれば鳴門病院でしか云々ということではおかしい。鳴門独特というのは、鳴門病院があるから独特というのではいけない。地域として全体で地域医療を育てていくという考えが良いと思う。中核となる病院がなくても考えていかなくてはならないのが地域医療と思う。

会長)何のために条例を作るのかというのが根本にあり、この条例は市民のために何の効果があるのかというのを原点に立ち戻り、一体、条例を市民の幸せのためにどう活かすのか、どう生きていく条例であるのかを考えていく。そして、市民にとってわかりやすく、この条例が私たちの健康に関する意識をどういう風に変えていくのか、自分たちはどういった生涯を送っていくべきなのかということを経験から市民がイメージできるのであれば、鳴門らしい条例の個性・特長とできるのではないかという点でのご意見もいただいた。

(4) 今後のスケジュールについて

事務局より説明